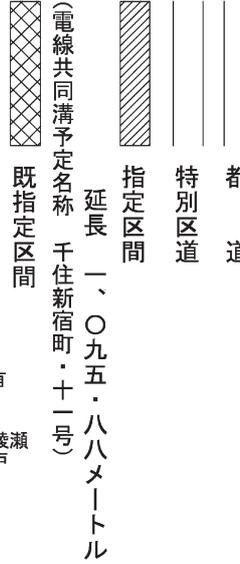
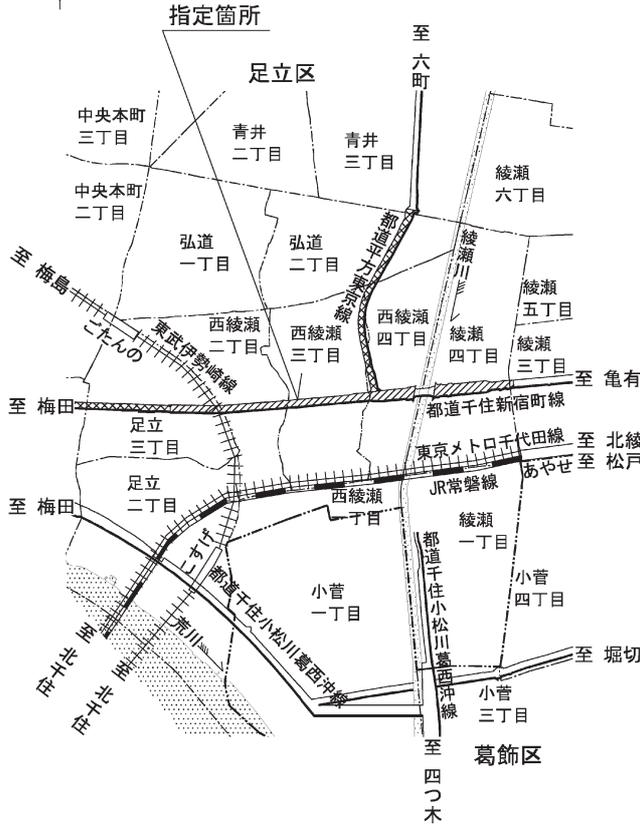


●東京都告示第二百十号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道千住新宿町線
 足立区足立三丁目～綾瀬三丁目



備すべき道路を次のように指定する。
 令和八年三月二日
 東京都知事 小池百合子
 一 路線名 都道千住新宿町線

二 指定する区間 足立区足立三丁目千五百六十七番一地从先から同区綾瀬三丁目十七番一地先まで
 三 指定の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第二百二十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定に基づき、東京港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

なお、令和五年東京都告示第千二百二十九号によりその概要を告示した東京港港湾計画について変更したものである。

令和八年三月二日

東京港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池百合子

一 港湾施設の規模及び配置

(一) 既設・既定計画の変更事項

ア 公共埠頭計画

地区名 用途 面積（ヘクター）

南部 埠頭用地 一四一

イ 旅客船埠頭計画

地区名 施設種類 水深（メートル） バース数 延長（メートル）

中部 岸壁 一一・五 二 八〇〇

ウ 水域施設計画

地区名 施設種類 水深（メートル） 面積（ヘクター）

中部 泊地 一一・五 四

航路・泊地 一一・五 二五

エ 小型船だまり計画

地区名 施設種類 基数

中部 小型栈橋 一

(二) 撤去及び廃止を計画する事項

ア 小型船だまり計画

地区名 施設種類 基数
中部 小型栈橋 二

二 土地造成及び土地利用計画

(一) 土地利用計画

地区名 用途 面積（ヘクター）

南部 埠頭用地 一五八

港湾関連用地 二三〇

工業用地 一二六

都市機能用地 一五一

交通機能用地 二八七

緑地 一五〇

廃棄物処理施設用地 三七

中部 埠頭用地 一四九

港湾関連用地 九三

交流厚生用地 六

工業用地 二九

都市機能用地 二二六

交通機能用地 一三七

緑地 一二四

三 港湾の効率的な運営に関する事項

(一) 既設・既定計画の変更事項

地区名 用途 面積（ヘクター）

南部 埠頭用地 一四一

四 港湾計画の縦覧の場所

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

東京都港湾局港湾整備部計画課

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第一号

東京海区におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和八年三月二日

東京海区漁業調整委員会

会長 馬場 治

(採捕の制限)

一 東京海区（東京都内湾海域を除く。）において、うみがめ科のあかうみがめ（卵を含む。）及びたいまい（卵を含む。）（以下これを「うみがめ」という。）を採捕してはならない。ただし、東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の採捕の承認を受けた者については、この限りでない。

(採捕の承認)

二 うみがめの採捕をしようとする者は、次のとおり委員会の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象となる者

承認の対象となる者は、採捕の目的が次のいずれかに該当する者でなければならない。

ア 試験又は研究の用に供する者

イ 増殖の用に供する者

ウ 委員会が特に認めた者

(二) 雌がめの採捕禁止

(一)ウにより承認を受けた者であっても、雌がめは採捕してはならない。

(三) 承認書の携帯

うみがめの採捕の承認を受けた者は、採捕の際、委員会が交付した承認書を所持しなければならない。

(四) 採捕報告書の提出義務

うみがめの採捕の承認を受けた者は、採捕終了後三十日以内に、採捕報告書を委員会に提出しなければならない。

(五) 承認の取消し

委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

(六) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

●東京漁調指示第二号

東京海区(伊豆諸島海域に限る。)における浮きはえ縄漁業(以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百十条第一項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和八年三月二日

東京海区漁業調整委員会

会長 馬 場 治

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。(一) 令和八年六月一日から同年十二月三十一日までの間の大島、利島、新島(鵜渡根島及び地内島を含む。)、式根島、神津島(恩馳島及び銭洲を含む。)、三宅島

(大野原島を含む。)、御蔵島(藺灘波島を含む。)、八丈島(八丈小島を含む。)、青ヶ島、ペヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び孀婦岩の各最大高潮時海岸線から三海里以内の海域並びに大室出し、高瀬、ひょうたん瀬、渡り瀬、黒瀬及び新黒瀬(中ノ黒瀬を含む。))における操業

(二) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(承認操業)

二 総トン数二十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象者

ア 東京海区(伊豆諸島海域に限る。)において、前年度にこの漁業の承認(六月一日から十二月三十一日までの期間)を受け水揚げした実績を有する者
イ 前年度に承認を受け操業したものの、水揚げした実績を有しない場合にあつては、申請者の所属する漁業協同組合及び住所の所在地の都県の水産主務課長により、承認を保持する必要がある、かつ、漁業秩序の遵守及び漁業調整上支障がないことの意見書を提出し、委員会が特に認めた者
ウ 委員会が特に認めた者

エ 試験研究機関

(二) 承認隻数

ア この漁業の承認できる総トン数五トン以上二十トン未満の船舶の隻数の最高限度は九十五隻以内とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

- 東京都 二十二隻
- 静岡県 九隻
- 千葉県 五十隻
- 宮城県 二隻
- 和歌山県 四隻
- 高知県 三隻

イ この漁業の承認できる総トン数五トン未満の船舶の隻数の最高限度は二隻以内とし、県別の隻数は、次のとおりとする。

- 千葉県 二隻

(三) 承認をしない場合

ア 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
イ 漁業関係法令又は漁業秩序を遵守する精神を著しく欠く者と認められる場合
ウ 同一の漁業者が二隻以上の船舶について申請をした場合
エ 前年度にこの承認の規定に違反したと認められる場合
オ その他委員会が漁業調整上支障があると認められた場合
合 (操業方法等)

三 この漁業の承認を受けた者の操業方法等は、次のとお

りとする。

- (一) 操業の際、既に投縄してある漁具又は投縄しようとする船舶から少なくとも一海里以上の間隔をとること。
 - (二) 突棒漁業、ひき縄漁業、底魚一本釣漁業及び流し刺し網漁業が操業している場合には、その操業を妨げてはならない。
 - (三) 夜間に操業する場合は、漁具の両端と中央部に鮮明な浮標灯を付けなければならない。
 - (四) 漁具には少なくとも二箇所以上、船名を明記しなければならない。
 - (五) 新黒瀬漁場の北端から南の八丈島周辺海域で一度に操業できる船舶は、千葉県所属船にあつては二十隻以内、その他の県の所属船にあつては五隻以内とし、輪番操業を認めるものとする。
 - (六) 八丈島周辺海域で輪番操業する船舶は、五に定める操業旗章のほかに委員会が別に定める輪番旗を掲揚しなければならない。
 - (七) 八丈島周辺海域で操業しようとする船舶は、あらかじめ八丈島漁業無線局（一ワット二十七メガヘルツ）を通じて地元漁協と連絡をとりトラブルの回避に努めること。
- (操業協定等)
- 四 この漁業の承認を受けた者は、漁業秩序の維持、漁具被害の防止等を図る必要があると委員会が認めた場合は、当該漁業者（漁業協同組合等を含む。）との間又は他の競合する漁業者（漁業協同組合等を含む。）との間で、操業協定等を締結しなければならない。ただし、協定等を締結しなくても漁業秩序が維持される等、特に委員会

が認めた場合はこの限りではない。

- (一) 漁業者間で定められた操業ルールの遵守に努めるほか、適宜漁業者間による協議を行い、操業秩序の維持を確保しなければならない。
 - (二) 操業海域において、他種漁業との間で漁場競合が発生した場合に必要に応じて相手方と連絡を取る等、トラブル回避について、誠意ある対応に努めなければならない。
 - (三) この漁業の承認を受け、かつ、太平洋広域漁業調整委員会指示による沿岸くろまぐる漁業を営む場合、資源の保護培養、漁業秩序維持等のため、住所の所在地の都県に配分された漁獲可能量、所属する漁業協同組合内あるいは漁業者間で締結した協定等の取決め事項等を遵守しなければならない。
- (承認書の備付け及び操業旗章の掲揚)
- 五 この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。(承認の取消し)
- 六 次の事項に該当するときは、承認を取り消すことがある。
- (一) 承認を受けた者以外の者が、実質上操業を指揮しているとき。
 - (二) 承認を受けた者が、この承認の規定に違反したとき。
 - (三) 委員会が漁業調整上必要があると認めたとき。
- (操業実績報告書の提出義務)
- 七 この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和九年一月二十九日までに、委員会が別に定める操業実績報告

書を提出しなければならない。

- なお、提出された報告書の内容について、疑義がある場合、委員会は、追加の関係書類の提出を指示することができる。
- (遵守事項)
- 八 この漁業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、漁業調整上委員会が必要と認め、指示し、又は指導した事項を遵守しなければならない。(その他)
- 九 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。(指示の有効期間)
- 十 この指示の有効期間は、令和八年六月一日から同年十二月三十一日までとする。

公 告

都市計画道路事業の施行について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和八年三月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画事業の 別表のとおり
 - 種類及び名称
 - 二 施行者の名称 東京都
 - 三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号
 - 四 事業地の所在 別表のとおり
- 別表

都市計画事業の
種類及び名称
事業地の所在
事業認可
の告示
務所

東京都品川区豊町
二丁目、豊町三丁
目、戸越五丁目及
び戸越六丁目地内
令和八年
二月六日
建設局
道路建
設部

整備局告
示第十五
号

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規
定により、次のとおり公告する。

令和八年三月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の
種類及び名称
別表のとおり

二 施行者の名称
東京都

三 事務所の所在地
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在
別表のとおり

別表

都市計画事業の
種類及び名称
事業地の所在
事業認可
の告示
務所

東京都品川区戸越
五丁目地内
令和八年
二月六日
建設局
道路建
設部

整備局告
示第十六
号

東京都品川区戸越
五丁目地内
令和八年
二月六日
建設局
道路建
設部

東京都品川区戸越
六丁目地内
令和八年
二月六日
建設局
道路建
設部

東京都品川区戸越
六丁目地内
令和八年
二月六日
建設局
道路建
設部

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話
〇三(三三八一)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

